

# 群馬大学大学院理工学府太田キャンパス運営委員会規程

平成 29 年 9 月 13 日 制定

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学大学院理工学府太田キャンパス運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第 2 条 運営委員会は、太田キャンパスにおける教育の充実、研究の推進及び産学連携の推進を図ることを目的とする。

## (業 務)

第 3 条 運営委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 太田キャンパスの運営に関すること。
- (2) 太田キャンパスの産学連携の推進に関すること。
- (3) 太田キャンパスの施設の使用に関すること。
- (4) 太田キャンパスの予算に関すること。
- (5) その他太田キャンパスの目的を達成するために必要な業務

## (組 織)

第 4 条 運営委員会の構成員は、産学連携推進部門の教員をもって組織する。

## (議 長)

第 5 条 運営委員会に議長を置き、産学連携推進部門長をもって充てる。

## (事 務)

第 6 条 運営委員会の事務は、副事務長及び庶務係において処理する。

## (雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、学府長が別に定める。

## (規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 13 日から施行する。